

次期広島市障害者計画と第5期広島市障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の位置付け

広島市障害者計画(2013-2017) (現行計画)

【計画の位置付け】

- ・ 障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画
- ・ 第5次広島市基本計画の障害福祉分野に関する部門計画

【計画期間】

平成25年から平成29年までの5年間

【計画の内容】

「障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立して暮らせる「まち」を実現する。」を基本理念とし、障害者の自立及び社会参加等に向けた本市の障害者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な方策を示している。

第4期広島市障害福祉計画 (現行計画)

【計画の位置付け】

- ・ 障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画

【計画期間】

平成27年から平成29年までの3年間

【計画の内容】

国の基本指針に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を計画的に図るため、第1期から第3期の計画の実績や課題を踏まえ、平成29年度末における数値目標及び平成27年度から29年度までの障害福祉サービス等の量の見込みを設定している。

広島市障害児福祉計画 (新たに策定)

【計画の位置付け】

- ・ 児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画
(児童福祉法の改正により、新たに策定が義務付けられた。なお、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画と一体のものとして策定することができる。児童福祉法第33条第6項)

【計画の内容】

障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量を定める。

- ◎ 障害者総合支援法の施行、障害者権利条約の締結、障害者差別解消法の施行など、障害者を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした状況を踏まえながら、障害者施策を展開していく必要がある。
- ◎ 障害者福祉全般の施策を定めた障害者計画と、障害福祉サービス等の見込み量を定めた障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体化して策定することにより、より効果的な施策の実行を図る。

次期広島市障害者計画

- ★ 障害者計画、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画の3計画を統合し、障害者施策の総合的な計画として策定
- ★ 障害者計画は平成30年度から平成35年度までの6年間の計画とする。
- ★ 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、平成30年度から平成32年までの3年間の計画とし、平成32年度に見直しを行う。

計画策定の留意点

- ・ 国の「障害者基本計画」並びに国が定める障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針を踏まえ策定する。
- ・ 本市の「世界に誇れる『まち』の実現に向けて一市政推進に当たっての基本コンセプト」を踏まえ策定する。
- ・ 第5次広島市基本計画及び、関連する他部局の諸計画との整合性を保ちながら、本市における障害者施策に関する基本的な指針を定める。
- ・ 昨年度実施したアンケート結果を踏まえ策定する。
- ・ 関係部局間の連携を図り、総合的な体制の下に推進するため、庁内連絡会議（仮称）を活用して検討する。
- ・ 関係行政機関の職員、学識経験者、障害当事者、障害者の福祉に関し経験を有する者等で構成された、障害者施策推進協議会の意見を聴取しながら検討する。
- ・ 市の広報紙やホームページ等により、計画策定の情報提供を行うとともに、市民意見を募集する。並行して、障害者団体からの意見聴取を行う。
- ・ 市議会に対し、計画素案を作成後、市民意見募集前に報告を行うとともに、計画策定後に改めて報告する。

【各計画の流れ】

年度	9	～	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	…			
基本計画	広島市障害者基本計画			広島市新障害者基本計画						広島市障害者計画						広島市障害者計画								
福祉計画				第1期広島市障害福祉計画		第2期広島市障害福祉計画		第3期広島市障害福祉計画		第4期広島市障害福祉計画		第5期広島市障害福祉計画		第6期広島市障害福祉計画		…								
障害児計画															第1期広島市障害児福祉計画		第2期広島市障害児福祉計画		…					

今年度一体化して策定

障害福祉計画・障害児福祉計画の見直し